

# NGO・NPO向け融資(労働金庫)

平成29年9月 地球環境基金

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
北海道労働金庫	営業推進部 TEL:011-271-2105	NPO事業サポートローン	北海道	以下の(1)(2)(3)いずれにも該当することが条件となります。 (1)北海道内に主たる事務所を有すること。 (2)NPO法人であること。(任意団体は対象となりません) (3)原則として、法人格取得前を含め活動実績が3年以上あり、かつ法人格取得後最低1事業年度決算が確定していること。	(1) 運転資金(短期) 経常運転資金、増加運転資金、つなぎ資金、季節資金等 (2) 設備資金(長期) 事務所等施設取得、増改築資金、事業用動産取得資金等	(1)無担保 原則500万円以内 ※ただし、つなぎ資金は交付金の範囲内でお取扱可能な場合があります。 (2)有担保 運転資金原則500万円以内 設備資金原則5,000万円以内 (原則当庫所定の担保評価額の範囲内とさせていただきます)	<a href="http://www.rokin-hokkaido.or.jp/borrow/fukushi_npo.php">http://www.rokin-hokkaido.or.jp/borrow/fukushi_npo.php</a>
東北労働金庫	東北労働金庫 営業統括部 0120-1919-62	NPO事業サポートローン	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	(1)東北6県内に主たる事務所を有するNPO法人であること。 (2)貸付を受けようとする事業を任意団体期間を含め3年以上継続して行っており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること。 (3)申込時から過去2年間以内にNPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと。	(1)つなぎ資金(委託金や助成金などが支給されるまでの資金) (2)運転資金 (3)設備資金	(1)無担保 原則 500万円以内 ※ただし、つなぎ資金は1,000万円以内で交付金の範囲内 (2)有担保 ①不動産担保 原則 5,000万円以内で担保評価の範囲内 ②預金担保 原則 5,000万円以内で担保預金の残高まで	<a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp/">http://www.tohoku-rokin.or.jp/</a>
東北労働金庫	東北労働金庫 宮城県本部 022-227-1663	宮城県NPO活動支援融資制度(宮城県との提携融資)	宮城	次の条件にいずれも満たすNPO法人 ①宮城県内に主たる事務所を有すること。 ②県税を滞納していないこと。 ③NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと ④融資申込時から過去2年以内に、NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと。	委託費・補助金・助成金交付のでのつなぎ資金	委託費・補助金・助成金の範囲内	<a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp/">http://www.tohoku-rokin.or.jp/</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
中央労働金庫	総合企画部 (CSR企画) TEL:03-3293-2048	NPO事業サポートローン	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨	次の全ての条件に該当する法人 (1)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (2)当金庫の営業地区内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)に主たる事務所のある法人 (3)原則として、貸付を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定している法人 ※上記の条件に該当しない場合でもお取扱いが可能な場合があります。	(1)運転資金 経常・長期運転資金、つなぎ資金、季節資金等 ※原則として、赤字補填資金は対象となりません。 (2)設備資金 事務所等施設取得(改装含む)資金、車両・備品購入資金等	(1)無担保貸付 1,000万円以内 ※つなぎ資金など、上記のご融資金額を超えるお申込みについてもお取扱いが可能な場合があります。 (2)有担保貸付 5,000万円以内 かつ当金庫が算出する担保価値の範囲内 (3)預金担保貸付 1億円以内かつ担保とする定期性預金残高の範囲内	<a href="http://chuo.rokin.com/loan/npo_loan/">http://chuo.rokin.com/loan/npo_loan/</a>
新潟県労働金庫	営業推進部 TEL:0120-191-880	NPO事業サポートローン	新潟	以下の両方を満たすNPO法人 ・任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること。 ・新潟県内に主たる事務所を有していること。	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 ※赤字補填金、高利借換資金、取引先等への融資資金、役職員の生活資金・住宅資金等にはご利用いただけません。	・無担保500万円 ※但し、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内となります。 ・有担保5,000万円 ※有担保の場合、担保評価額あるいは担保預金額の範囲内となります。	<a href="http://www.niigata-rokin.or.jp/loan/npo_loan.html">http://www.niigata-rokin.or.jp/loan/npo_loan.html</a>
新潟県労働金庫	営業推進部 TEL:0120-191-880	NPO応援ローン	新潟	以下のすべてを満たすNPO法人 ・任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること。 ・新潟県内に主たる事務所を有していること。 ・新潟NPO協会内の「公益性審査委員会」による公益性審査を経て、融資申込みの推薦を得たNPO法人。	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金 ※赤字補填金、高利借換資金、取引先等への融資資金、役職員の生活資金・住宅資金等にはご利用いただけません。	・無担保500万円 ※但し、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内となります。	<a href="http://www.niigata-rokin.or.jp/loan/npo_ouen_loan.html">http://www.niigata-rokin.or.jp/loan/npo_ouen_loan.html</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金用途	金額	ホームページ
長野県労働金庫	<p>ローンセンター長野東:TEL:026-263-3688</p> <p>ローンセンター上田:TEL:0268-29-8800</p> <p>ローンセンター松本:TEL:0263-28-1822</p> <p>ローンセンター伊那:TEL:0265-77-0023</p>	NPOサポートローン	長野	<p>以下の要件をすべて満たすNPO法人</p> <p>長野県内に主たる事務所を有しているNPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、登記されているNPO法人</p> <p>任意団体期間を含め3年以上の活動実績、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定しているNPO法人</p> <p>活動目的が特定非営利活動促進法第2条に定める「特定非営利活動」のうち、以下のいずれかの福祉事業を行うNPO法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療または福祉の増進を図る活動</li> <li>・社会教育の推進を図る活動</li> <li>・まちづくりの推進を図る活動</li> <li>・学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動</li> <li>・環境の保全を図る活動</li> <li>・子どもの健全育成を図る活動</li> </ul>	<p>(1) 運転資金(証書貸付でご利用いただきます) 人件費・諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金や仕入資金、事務所保証金・権利金・敷金、納税資金 など</p> <p>(2) 設備資金(証書貸付でご利用いただきます) 事務所・作業所・店舗・会館等の建築・改装資金とその敷地の取得資金、入店保証金・権利金・敷金、機械設備・車輛等の購入資金、従業員宿舍・厚生施設建設資金 など</p> <p>(3) つなぎ資金(手形貸付でご利用いただきます) 自治体・助成団体等の補助金、助成金等受領までの資金で、上記運転資金と設備資金の資金用途に該当するもの</p> <p>ただし、次の資金用途は対象外とさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投機資金(商品相場、株式、ゴルフ会員権の購入資金等)</li> <li>2. 役職員の生活資金・住宅資金等</li> <li>3. 貸出金、寄付金資金</li> <li>4. 赤字補填資金、高利借換資金</li> <li>5. 取引先等への融資資金</li> <li>6. 事業計画にない使途目的資金</li> <li>7. その他当ローンの資金用途にそぐわないもの</li> </ol>	<p>(無担保) 最高 500万円 (ただし、つなぎ資金をご利用の場合は自治体・助成団体等からの補助金・助成金支払額の最高90%まで)</p> <p>(有担保) 最高 3,000万円 (預金担保) 担保となる団体預金金額の100%以内</p> <p>* お申込されるNPO法人代表者名義の当金庫団体預金を担保とさせていただきます。</p>	<p><a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/loan/lineup/npo/">https://www.nagano-rokin.co.jp/loan/lineup/npo/</a></p>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
静岡県労働金庫	お客様サービスセンター TEL:0120-609-123	NPO事業サポートローン	静岡	次のいずれをも満たすNPO法人 1. 特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、静岡県内に主たる事務所を有する登記された団体。 2. 原則として、任意団体の期間を含め3年以上継続して事業を行い、かつ2会計年度以上の決算書を備えている団体。 ※ただし、国または地方自治体から指定を受けた事業に係る融資については、当該団体の事業年数を問いません。	1. 運転資金 人件費・諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金、納税資金、前記使途に係わる買掛金・未払金・支払手形の決済資金等 2. 設備資金 事務所・作業所・店舗・会館等の建設・改装資金およびその敷金の取得資金、入居保証金・権利金・敷金、機械設備・車両・船舶等の購入資金、従業員宿舎・厚生施設建設資金等 ※ただし、以下の資金は対象外となります。 (1)投機資金(商品相場、株式・ゴルフ会員権等の購入資金) (2)個人生活資金(生計費、医療費、学費等) (3)貸付金・寄附金資金 (4)個人住宅資金 (5)取引先等への融資資金 3. つなぎ資金 国または地方公共団体から指定を受けた事業、および国または地方公共団体から指定を受けた団体からの委託事業に係る資金等	1. 無担保の場合:1,000万円以内 2. 有担保の場合:5,000万円以内、かつ金庫所定の担保評価額の80%以内 ※ただし、国または地方公共団体から指定を受けた事業、および国または地方公共団体から指定を受けた団体からの委託事業に係る資金については、担保の有無に関係なく当該事業の委託金、または補助金等の受領額の範囲内とし、上限は一融資先5,000万円となります。	<a href="http://shizuoka.rokin.or.jp/kariru/npo/">http://shizuoka.rokin.or.jp/kariru/npo/</a>
北陸労働金庫	経営企画部 TEL:076-231-2165	NPO事業サポートローン	富山 石川 福井	1. 北陸3県に主たる事務所をおくNPO法人であることが必要です(任意団体はご利用できません) 2. 団体の活動実績が3年以上継続して事業を行なっていることが必要です 3. 団体の活動目的が介護をはじめ、地域における福祉・生きがい・教育などの事業を図ることを目的としていることが必要です	①運転資金 人件費・諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金、仕入資金、納税資金、買掛金・未払金・資金の借換・支払手形の決済資金など ②設備資金 事務所・作業所・店舗・会館等の建築・改装資金及びその敷地の取得資金、入居保証金・権利金・敷金、機械設備・車両・船舶等の購入資金、従業員宿舎・厚生施設建設資金など	(1)無担保 1法人:500万円以内 (2)有担保 1法人:5,000万円以内 かつ担保評価の範囲内であること	<a href="http://hokuriku.rokin.or.jp/csr/npo_support.html">http://hokuriku.rokin.or.jp/csr/npo_support.html</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
東海労働金庫	東海ろうきん お客さまセンター TEL:0120-226616	NPO事業サポートローン	愛知 岐阜 三重	次の①②いずれにも該当すること。 ①愛知県・岐阜県・三重県内に主たる事務所を有すること。 ②事業歴が3年以上のNPO法人であること。 ただし、地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業、または国、地方公共団体、及びその外郭団体、法人等からの委託事業(再委託を含む)・助成事業・補助事業(以下「地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業等」という。)に係る貸付については事業歴を問わない。	①運営資金 人件費・諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金、仕入資金、納税資金、買掛金・未払金・支払手形の決済資金など。 ②設備資金 事務所・作業所・店舗・会館等の建築・改装資金等及びその敷地の取得資金、事務所入店保証金・権利金・敷金、機械設備・車両・船舶等の購入資金、従業員宿舎・厚生施設建設資金など。 ③「地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業等」における委託・助成・補助に係る資金	①無担保融資は、一融資先当たり1000万円を限度とする。ただし、「地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業等」に係る貸付については当該事業委託費・助成費・補助金の90%以内とし、この限りではない。 ②有担保融資は、担保評価額の範囲内で返済の見込める金額内とする。	<a href="https://tokai.rokin.or.jp/shakai/npo.html">https://tokai.rokin.or.jp/shakai/npo.html</a>
近畿労働金庫	近畿ろうきん 地域共生推進室 TEL:06-6449-0842	NPO事業サポートローン (基本制度)	大阪 京都 兵庫 奈良 滋賀 和歌山	特定非営利活動法人(NPO法人) ※原則として福祉系NPO法人 ※任意団体期間を含め2年以上活動(事業)を行っているNPO法人	1. 運転資金 2. 設備資金	1. 無担保:1,000万円以内 2. 有担保:原則として担保評価の範囲内	<a href="http://www.rokin.or.jp/npo/loan/support.html">http://www.rokin.or.jp/npo/loan/support.html</a>
		NPO事業サポートローン (つなぎ融資)		特定非営利活動法人(NPO法人) ※事業歴は2年未満でも可。事業受託費の受取りは、ろうきんに開設した口座への振込を指定していただきます。	自治体、政府、福祉医療機構、助成財団等の委託金・補助金・助成金の支払いまでのつなぎ資金	原則として1,000万円以内	
近畿労働金庫	近畿ろうきん 地域共生推進室 TEL:06-6449-0802	きょうと市民活動応援 提携融資制度	京都府 内	きょうとNPOセンター内に設置する「公益性審査委員会」による事業プランの公益性審査を経て、融資申込みの推薦を得た京都府内のNPO法人(事業歴・活動分野は問いません)	1.設備資金 2.運転資金 3.初期費用	500万円以内 ※ご融資枠1億円	<a href="http://www.rokin.or.jp/npo/loan/kyoto.html">http://www.rokin.or.jp/npo/loan/kyoto.html</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
近畿労働金庫	近畿ろうきん 地域共生推進室 TEL:06-6449-0802	障害者市民活動支援融資制度「ゆめのたね」	大阪 京都 兵庫 奈良 滋賀 和歌山	特定非営利活動法人(NPO法人)または社会福祉法人で、ゆめのたね委員会、融資申込みの推薦を得た団体 障害者市民の社会的な活動のほか、総合的に障害者市民の社会的活動につながると認められたものを含む	1. 設備資金 2. 運転資金 3. 初期費用	500万円以内 ※ご融資枠1億円	<a href="http://www.rokin.or.jp/npo/loan/dream.html">http://www.rokin.or.jp/npo/loan/dream.html</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金用途	金額	ホームページ
中国労働金庫	中国ろうきん コールセンター TEL:0120-86-3760	NPO事業サポートローン	鳥取 島根 岡山 広島 山口	次のすべての条件を満たすNPO法人 ① 金庫の営業区域内に主たる事務所を有すること ② 原則として、法人格取得後3事業年度以上(つなぎ資金については1事業年度以上)活動していること (注)ただし、法人格取得後1事業年度以上の決算が確定しており、かつ任意団体の期間を遡算して3事業年度以上ある場合、この間の活動実績を詳らかにする書類の提出があれば対象とします。 ③ NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと ④ NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと ⑤ 市税の納税義務のある法人については、納付すべき税を滞納していないこと ⑥ 当期収支差額(当期利益)が、直近の3事業年度連続して赤字となっていないこと	① 運転資金 経常運転資金、備品購入資金、季節資金等 ② 設備資金 新規設備資金、事務所等施設取得資金、車両購入資金等 ③ つなぎ資金 国、自治体、財団法人等からの補助金、助成金、委託金等、1年以内に交付が確実と認められる資金のつなぎ資金であり、かつ①、②いずれかの資金用途に用いる資金  次の資金は対象外とします。 赤字補填資金、高利借換資金、投機資金、役員生活資金、役員住宅資金、取引先などへの貸付資金、寄付金資金。	① 無担保貸付 500万円 ② 不動産担保貸付 3,000万円(担保評価額×70%の範囲内) ③ 預金担保貸付 3,000万円(担保預金の合計額の範囲内) ④ つなぎ資金 1,000万円 ※ ただし、つなぎ資金を含む無担保貸付の合計額は1,000万円以内 ※ ただし、不動産担保貸付と預金担保貸付の合計額は、3,000万円以内とします。	<a href="https://www.chugoku-rokin.or.jp/kariru/seikatsu_loan/npo.php">https://www.chugoku-rokin.or.jp/kariru/seikatsu_loan/npo.php</a>
四国労働金庫	四国ろうきん 経営統括部 TEL:087-811-8004	NPO事業サポートローン	香川 徳島 高知 愛媛	四国4県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人(NPO法人)。 ※法人格取得前も含め3年以上の活動実績があり、かつ法人格取得後1事業年度の決算が確定していること。	① 運転資金(つなぎ資金、人件費、備品等の購入資金、仕入資金、諸経費の支払資金等。) ※「つなぎ資金」とは、行政・助成団体等からの委託金や助成金が支給されるまでの資金。 ② 設備資金(事業所・作業所等の取得資金、機械設備・車両等の購入資金等。)	(1) 無担保融資・・・原則として1団体あたり500万円以内。但し、「つなぎ資金」は、委託金・助成金の交付額の範囲内。 (2) 有担保融資・・・原則として1団体あたり3,000万円以内で、かつ担保不動産評価額の範囲内。預金担保貸出は、担保預金の合計額に相当する金額の範囲内。但し、不動産担保貸出と預金担保貸出の合計額は、3,000万円以内。	<a href="http://www.shikoku-rokin.or.jp/shakaikouken/npo.php">http://www.shikoku-rokin.or.jp/shakaikouken/npo.php</a>

金融機関名等	連絡先	ローン名	地域	対象団体	資金使途	金額	ホームページ
九州労働金庫	九州労働金庫 融資部 融資審査課 TEL:092-714-6409	NPO事業サポートローン	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	特定非営利活動促進法に基づき所轄庁の認証を得て法務局に登録を行い、当金庫の地区内に主たる事務所を有している法人を融資対象とします。また、継続した活動期間が任意団体期間を含めて原則として2年以上あることを要件とします。	(1) 運転資金 人件費、諸経費の支払資金、パソコン・備品等の購入資金、仕入資金、事務所保証金・権利金・敷金、納税資金、買掛金、未払金、支払手形の決済資金等 (2) 設備資金 事務所・作業所・店舗・会館等の建築・改装資金およびその敷地の取得資金、入店保証金・権利金・敷金、機械設備・車両等の購入資金、従業員宿舍・厚生施設建設資金等	(1) 無担保 500万円以内 (2) 有担保 2,000万円以内	<a href="http://kyusyu.rokin.or.jp/company/csr/npo/support/">http://kyusyu.rokin.or.jp/company/csr/npo/support/</a>
沖縄県労働金庫	沖縄県労働金庫 経営統括部 TEL:098-861-1196	NPO事業サポートローン	沖縄	特定非営利活動(NPO)法人 ※法人格取得前も含めて3年以上活動、当金庫の営業地区内に主たる事務所を有するNPO法人	NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他事業に必要な「運転資金」、「設備資金」	1. 無担保融資…原則として1団体あたり500万円以内 2. 有担保融資…担保評価に基づく融資可能額の範囲内	<a href="http://okinawa-rokin.or.jp">http://okinawa-rokin.or.jp</a>